

事 務 連 絡

令和 7 年 4 月 1 0 日

北 海 道 開 発 局 河 川 計 画 管 理 官 殿
河 川 情 報 管 理 官 殿
地 域 事 業 管 理 官 殿
各 地 方 整 備 局 河 川 計 画 課 長 殿
河 川 管 理 課 長 殿
地 域 河 川 課 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 河 川 課 長 殿

水管理・国土保全局

治 水 課 課 長 補 佐（補助ダム）

利水ダム治水機能施設整備費補助の令和 7 年度の募集について（通知）

標記について、別添「利水ダム治水機能施設整備費補助 令和 7 年度募集要領（令和 8 年度実施分）」により募集を開始しましたのでお知らせします。

つきましては、貴職および貴局管轄の河川事務所等を通じ、治水協定の締結機関やダム洪水調節機能協議会の参画機関に情報提供いただくなど、管内の都道府県や利水ダム設置者への周知をお願いいたします。

利水ダム治水機能施設整備費補助

令和 7 年度 募集要領

(令和 8 年度実施分)

■応募受付期間

令和 7 年 4 月 1 0 日 (木) ～ 令和 7 年 6 月 3 0 日 (月)
午後 5 時必着

■問い合わせ先

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課 森田、魚津
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎 3 号館 1F
連絡先 Tel. 03-5253-8111 (内線 35-662、35-574)
03-5253-8453 (直通)

< 目 次 >

I. 事業の概要

1. 背景・目的	1
2. 事業内容	
2. 1 補助対象事業	1
2. 2 補助対象ダム	1
2. 3 補助対象事業者	1
2. 4 補助対象経費	1
2. 5 補助金額	1

II. 事業の実施

1. 事業の公募について	
1. 1 公募手続き	2
1. 2 事業の評価・審査	2
1. 3 事業の採択	3
1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い	3
1. 5 事業の変更	3
2. 補助金の交付について	
2. 1 交付申請	3
2. 2 交付における留意事項	4
3. 事業中及び事業完了後の留意事項	
3. 1 実績報告	4
3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等	4
3. 3 事業の効果等に係る報告	4
3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力	4
3. 5 情報の取り扱い等	4

【別添資料】

利水ダム治水機能施設整備費補助（変更）申請書	別添 1
事業計画書	別添 1 別紙
利水ダム治水機能施設整備費補助実施フロー	別添 2

I 事業の概要

1. 背景・目的

ダムは、下流の河川改修を待つことなく上流で洪水を貯留し、下流全域の長い区間にわたって効果を発揮することができる、効果の大きな施設です。また、ダムは、施設の改良や運用の変更によって、短い期間で洪水調節機能を向上させることが可能であり、近年、水害が頻発化・激甚化する中、既設ダムを有効活用することの重要性が高まっています。

令和元年12月には、ダムによる洪水調節機能の早期強化に向け、関係行政機関の緊密な連携の下、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を策定しました。この基本方針に基づき、全ての既存ダムで事前放流の実施方針等を定めた治水協定の締結等を行い、新たな運用を開始しているところです。

対象となった既存ダムの中には、治水機能を有していない利水ダムもありますが、予測降雨情報等により洪水の発生が予測された場合には、事前に貯水位を低下させ、利水容量の一部を洪水調節の目的に一時的に利用する事前放流によって、水災害の被害を軽減することとしています。

しかし、利水ダムは、発電等の目的のために高い貯水位で運用しており、事前放流に使用する放流管も小規模であることから、洪水調節のための十分な空き容量が確保できないダムもあります。

こうした状況を踏まえ、事前放流の強化を図り洪水調節機能を向上させることを目的に、利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う場合に、当該整備に対して支援を行う補助事業を実施します。

2. 事業内容

2. 1 補助対象事業

利水ダム設置者が実施する放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）であって、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

2. 2 補助対象ダム

一級河川又は二級河川に設置された利水ダムを対象とします。

2. 3 補助対象事業者

利水ダム設置者（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

2. 4 補助対象経費

補助金交付の対象経費は、放流施設の整備等に関する経費（本工事費、測量設計費、用地費及び補償費）のうち、国土交通省が認める費用とします。

2. 5 補助金額

補助対象経費の1／2以内とします。ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水

ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

(予算の範囲内での補助となります)

Ⅱ 事業の実施

1. 事業の公募について

1. 1 公募手続き

以下のとおり、補助対象事業を公募いたします。

■令和7年度応募受付期間

・令和8年度実施分

令和7年4月10日(木)～令和7年6月30日(月)午後5時必着

■応募書類

別添1の申請書に必要事項を記入するとともに、関係書類を一式揃えて提出して下さい。

■応募書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 合同庁舎 3 号館 1F

国土交通省水管理・国土保全局 治水課 魚津

電話：03-5253-8111 (内線 35-574)

03-5253-8453 (直通)

■応募書類の提出方法

応募書類は、電子メールにて提出をお願いします。なお送付先アドレスは上記提出先まであらかじめお問い合わせください。紙または電子媒体(CD-R等)での、持参、郵送(書留郵便に限る。)による提出を妨げるものではありません。

持参の場合、令和7年4月10日(木)～令和7年6月30日(月)まで午前9時30分から午後0時まで及び午後1時から午後6時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

■特記事項

1級河川のうち都道府県知事が管理する区間又は2級河川に設置された利水ダムを対象とする場合、当該利水ダムが設置された区間を管理する都道府県と事前に調整した上で応募してください。

1. 2 事業の評価・審査

募集期間中に応募のあった事業については、以下の観点から評価・審査します。評価・審査の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、申請者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載をした場合には、当該応募を無効とすることがあります。

<評価・審査の観点>

- ① 整備内容、事業工期、概算事業費等が妥当であること
- ② 事前放流の強化による一定の治水効果が見込めるものとして、事前放流開始後48時間以内に事前放流による洪水調節可能容量を約50万m³以上増加させるものであること
- ③ 事業完了後、ダムが適切に実施される見込みがあること（事業完了後の事前放流の実施について、操作規程に反映する予定であること等）
- ④ 住民避難等に資するためのダム情報の連絡体制が妥当であること
- ⑤ 河川管理者との「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づく治水協定を締結している、または締結する予定であること。
- ⑥ その他必要と認められる事項

1. 3 事業の採択

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し、事業主体に対し書面により通知します。その際、補助金額の予定額（当年度執行限度額）を通知します。

事業採択の通知後、補助金の活用を辞退することは出来ませんのでご注意ください。

1. 4 複数年度にまたがる事業の取り扱い

複数年度にまたがる事業の取り扱いは、次のとおりとなります。

- ・応募時にあらかじめ各年度の計画を提出していただきます。
- ・事業が採択された場合、次年度以降については、改めて応募いただく必要はありませんが、毎年度補助金交付申請を行っていただく必要があります。
- ・各年度計画の補助対象部分の出来高に応じて、各年度に補助が行われます。ただし、次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため、確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することになります。
- ・従って、事業採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意下さい。
- ・年度計画を途中で変更する場合（補助対象施設の変更を含む）は、速やかに協議を行っていただく必要があります。

1. 5 事業の変更

やむを得ず事業の内容等を変更する必要がある場合には、別添1の変更申請書に必要事項を記入するとともに、関係書類を一式揃えて提出して下さい。

2. 補助金の交付について

2. 1 交付申請

補助金の交付申請の手続き等については、利水ダム治水機能施設整備費補助交付要綱によるものとし、事業採択の決定通知時にお知らせします。

なお、申請に要する費用は申請者の負担とします。

2. 2 交付における留意事項

消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）については、消費税等相当額から消費税仕入控除税額を減額した額を補助対象とします。

事業採択後であっても、国は交付決定するまでは本事業に関する補助金交付債務を負うものではありません。

なお、交付決定後に、応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。

3. 事業中及び事業完了後の留意事項

3. 1 実績報告

事業の完了後、実績報告書の提出が必要となります。

また、工事が交付申請の内容に沿って実施されたことを確認するため、工事監理を実施した土木施工管理技士等の証明書の提出を求めることがあります。なお、当該証明書に係る費用が発生した場合であっても、当該費用は補助金としての申請ができませんのでご注意ください。

3. 2 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等

事業の完了後、実績報告書の提出を受け、必要に応じて関係資料の提出依頼及び現地検査を行う場合があります。また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご注意ください。

3. 3 事業の効果等に係る報告

補助事業者に対し、事業完了後、原則３年間（３年間で事前放流を実施しなかった場合等、特別な事情のある場合は、個別に定めるまでの期間）、補助を受けた放流施設等による事前放流量等に係る報告を求めることとします。なお、必要に応じデータの提供等についてご相談させていただくことがあります。

3. 4 アンケート・ヒアリングへの協力

本事業に関する調査・評価のため、事業完了後にアンケートやヒアリングにご協力いただくことがあります。

3. 5 情報の取り扱い等

利水ダム治水機能施設整備について広く一般に紹介するため、国土交通省のウェブサイト、パンフレット等に事業内容等に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、補助事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

別添 1

番 号
令和 年 月 日

水管理・国土保全局 治水課長 殿

申請者（利水ダム設置者）
（押印省略）

〇〇川水系〇〇川〇〇ダム
利水ダム治水機能施設整備費補助の（変更）申請について

標記について、別紙のとおり申請します。

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
1. ダム及び流域の概要 ダム及び流域の概要として以下の事項について記載するものとする。 なお、流域の概要については対象となる河川の河川管理者に確認のうえ作成ください。 1) ダムの概要 ・ダム名 ・位置図（1級河川に設置されたダムは、設置された場所が直轄管理区間または都道府県管理区間の別が分かること） ・ダム諸元 等 2) 流域の概要 ・主な洪水被害の概要					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
2. 放流施設の整備等の概要 (注1) 工事計画概要図を添付してください。					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

3. 事業工期

項目	工 程											
	令和〇年度				令和〇年度				令和〇年度			

(注1) 詳細の事業工程表を別に添付してください。

(注2) 詳細の事業工程表には、利水ダム治水機能施設整備費補助交付要綱第7条第1項第2号に規定する操作規程の変更について、河川管理者の承認を受ける時期を記載してください。

(注3) 申請者において当該事業と関連して行う事業（設備更新等）がある場合には関連事業の工程も記載してください。

4. 全体事業費

(単位：千円)

全体事業費	補助対象事業費 (※1)	補助対象事業費の内訳			補助対象外事業費 (※1)
		国負担 (※2)	申請者負担 (※3)	都道府県負担 (※4)	
A=B+C	B=a+b+c	a	b	c	C

(※1) 全体事業費を補助対象と補助対象外に区分する必要がある場合には、区分した算出根拠を記載すること。

(※2) 国負担の事業費は補助対象事業費（B）の1／2以内（千円以下切り捨て）を記載すること。

(※3) 補助対象事業費（B）の1／2（千円以下切り上げ）を記載すること。

(※4) 都道府県管理区間に設置されたダムで事業を行う場合のみ、都道府県の負担額を記載すること。

(注1) 事業計画上の事業費を記載するものであり、上記負担額は確定したものではない。

※他の補助事業の適用がある場合の事業名称等	()
-----------------------	-----

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

5. 補助対象事業費の内訳

区分	施設名	補助対象事業費 (千円)	数量	令和〇 年度	令和〇 年度	令和〇 年度
〇 〇 事業						
合 計						

(注1) 補助対象事業費は、本工事費、測量設計費、用地費及補償費毎に記載願います。

(注2) 消費税の額を含んだ額で記載してください。

(注3) 事業年度が複数年にわたる場合は、各年度について記載して下さい。

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
6. 事前放流の強化による治水効果 ※以下の内容を記載すること。 1) 現在の事前放流による洪水調節可能容量 48 時間：〇〇〇万 m³（水位：〇m） 72 時間：〇〇〇万 m³（水位：〇m） 2) 放流施設の整備等実施後の事前放流による洪水調節可能容量 48 時間：〇〇〇万 m³（水位：〇m） 72 時間：〇〇〇万 m³（水位：〇m） 3) 上記 1) 及び 2) の算出根拠					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
7. 事業完了後のダムの操作 ※事業完了後の事前放流の実施方法について記載すること ※操作規程の反映（変更）の見込みについて記載すること					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
8. 住民避難等に資するためのダム情報提供のための連絡体制 ※操作規程等で定められている放流の際の関係機関に対する通知等の連絡体制及び締結した治水協定の4. 情報共有のあり方の内容を記載、または写しを添付すること					

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
-----	---------	-----	------	------	-----

9. 河川管理者との「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」に基づく治水協定の締結状況

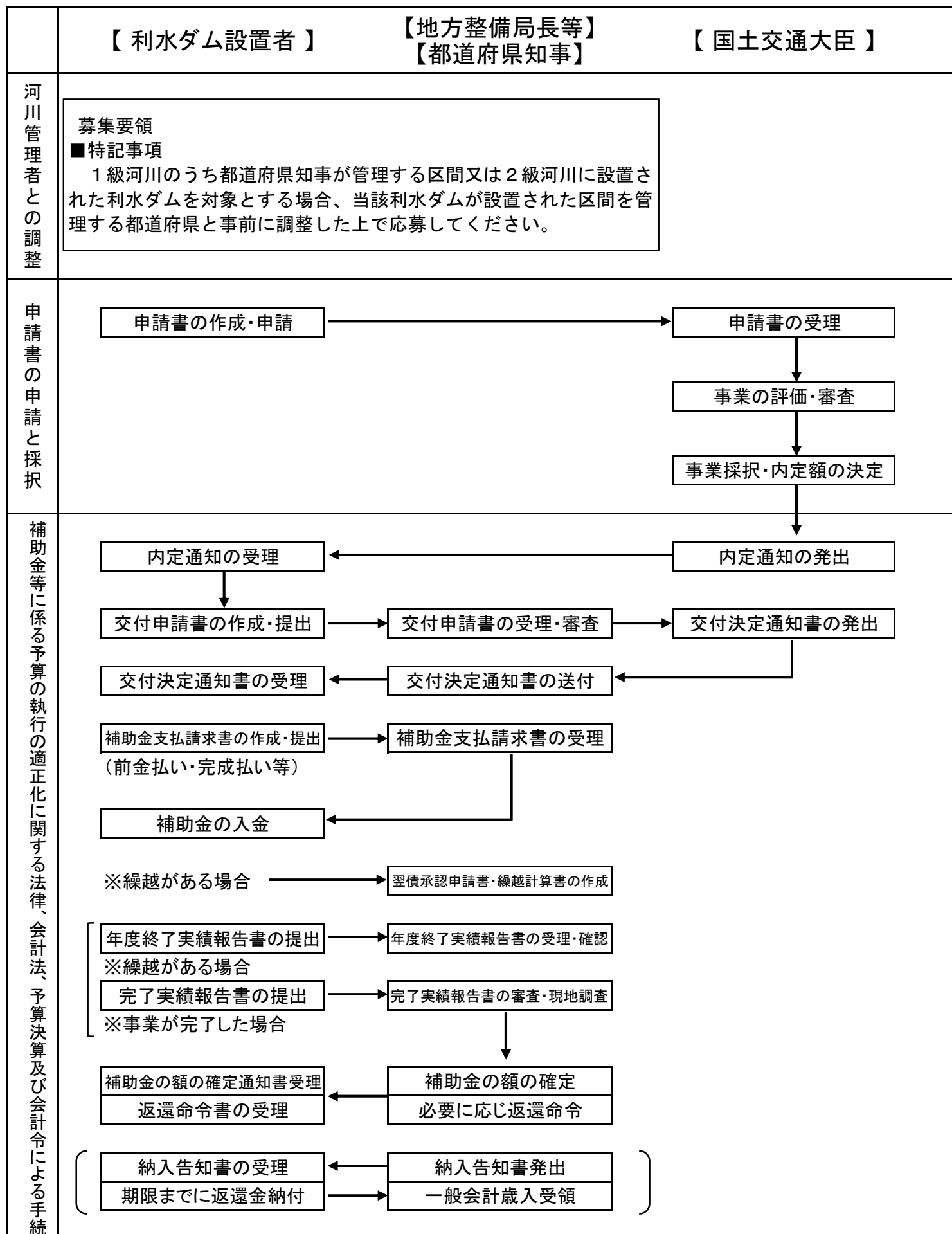
※締結状況を記載すること

※未締結の場合には、締結に向けた調整状況及び締結予定時期を記載すること

10. その他必要と認められる事項

河川名	〇〇水系〇〇川	ダム名	〇〇ダム	都道府県	〇〇県
1 1. 補助金にかかわる予算の執行の適正化に関する法律第22条に適する各省庁の承認を受けたことを証する書面					

利水ダム治水機能施設整備費補助 実施フロー



・利水ダム治水機能施設補助交付要綱に関わる提出様式の提出先は、国管理区間に設置された利水ダムの場合は地方整備局等、都道府県管理区間に設置された利水ダムの場合は、都道府県となります。事業採択時に国土交通本省よりご案内します。

- 利水ダムの事前放流を推進するため、利水ダム管理者による事前放流強化に資する放流施設の整備等を支援する補助事業を実施。
- 相模川水系相模川に設置された相模ダム（神奈川県企業庁管理）において、既設放流設備の改造等を支援し事前放流の強化を図る。

事業内容

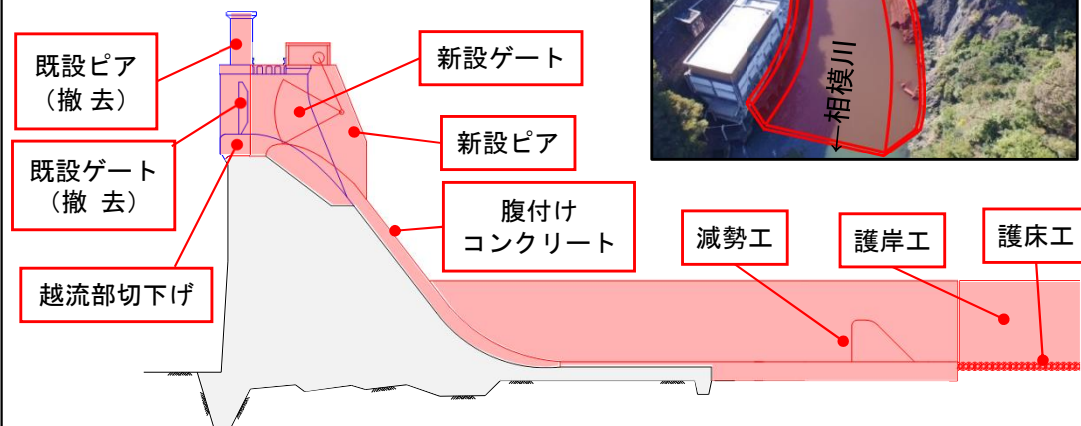


ダム諸元

ダム名	相模ダム
河川名	(一級)相模川水系相模川
目的	水道用水、工業用水、発電
形式	重力式コンクリート
堤高	58.4m
竣工	1947年(昭和22年)
管理者	神奈川県企業庁

事業内容

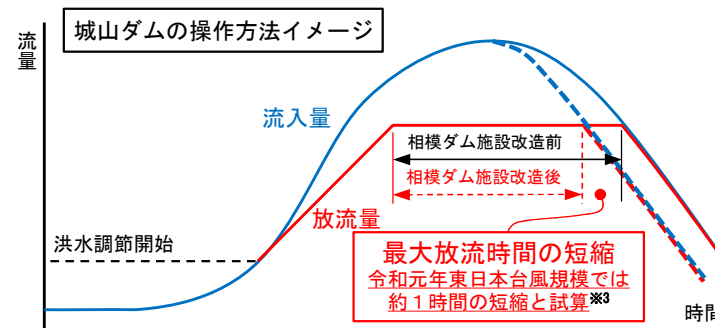
老朽化した既存設備の改造のうち、事前放流の強化に係る放流設備の改造等



効果

	施設改造前	施設改造後
放流設備		
放流能力(常時満水位)	3,240 m³/s	4,000 m³/s ※1 (+760 m³/s)
事前放流(72h)による洪水調節可能容量	2,799 万m³	3,103 万m³ ※1 (+304 万m³)

相模ダムにおける事前放流の強化により新たに生み出される洪水調節可能容量を活用することで、下流に位置する城山ダムにおける最大放流量の継続時間を短縮し下流リスクを低減※2。



※1 現在執行中の実施設計により変更となる可能性あり。

※2 城山ダムでは、令和元年東日本台風により異常洪水時防災操作へ移行したことを機に同規模の洪水に対して特例操作を行うことで緊急放流を回避するよう、ダム操作方法を見直し済み。

※3 他の洪水及び今後予定している操作規程の改訂内容においては効果が異なる可能性あり。

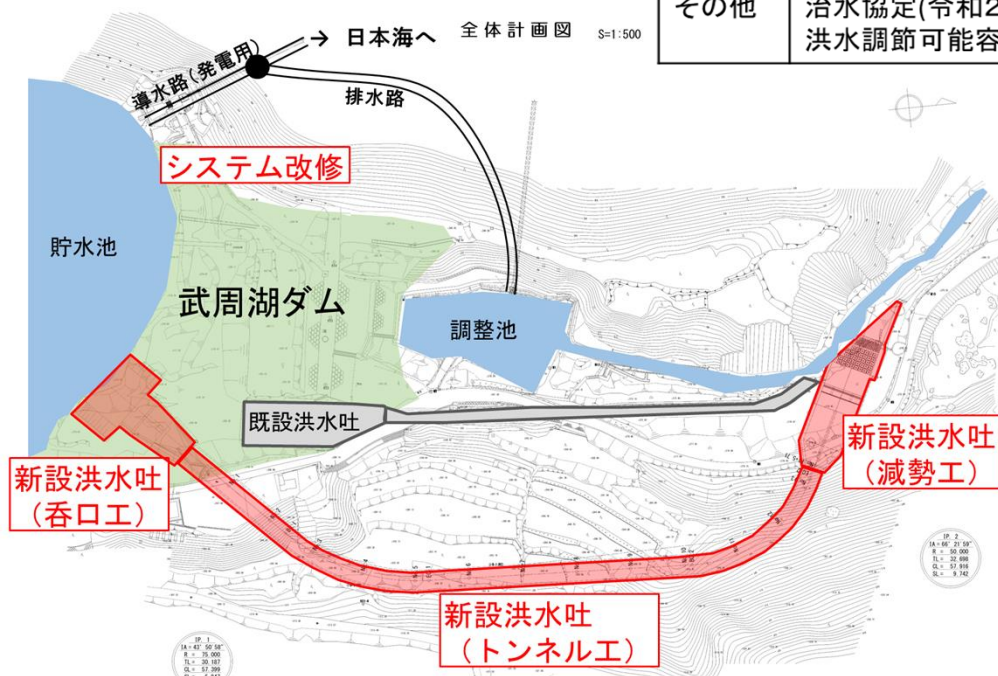
- 利水ダムの事前放流を推進するため、利水ダム管理者による事前放流強化に資する放流施設の整備等を支援する補助事業を実施。
- 大味川水系大味川に設置された武周湖ダム（北陸電力株式会社）において、既設放流設備の改造等を支援し事前放流の強化を図る。

事業内容



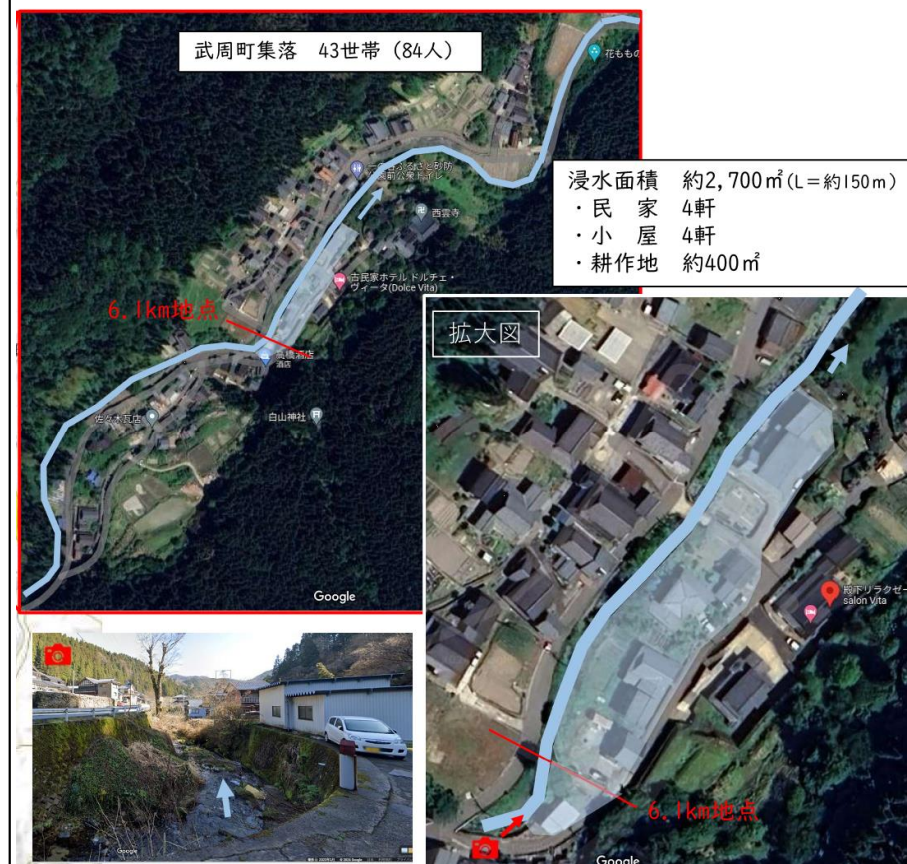
ダム諸元

ダム名	武周湖ダム
河川名	(二級)大味川水系大味川
目的	発電
型式	アース式
堤高	20.3m
竣工	1920年(大正9年)
管理者	北陸電力
その他	治水協定(令和2年度)締結 洪水調節可能容量0m ³



効果

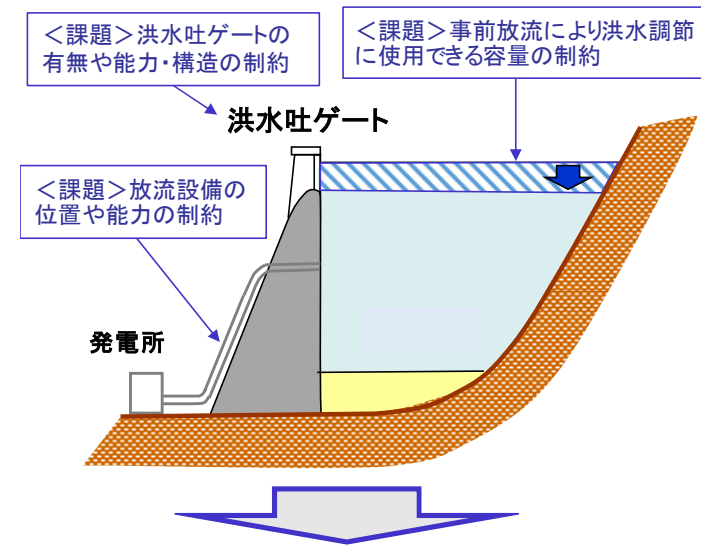
計画規模洪水(1/30)が発生した場合に想定される浸水被害を軽減することが可能。



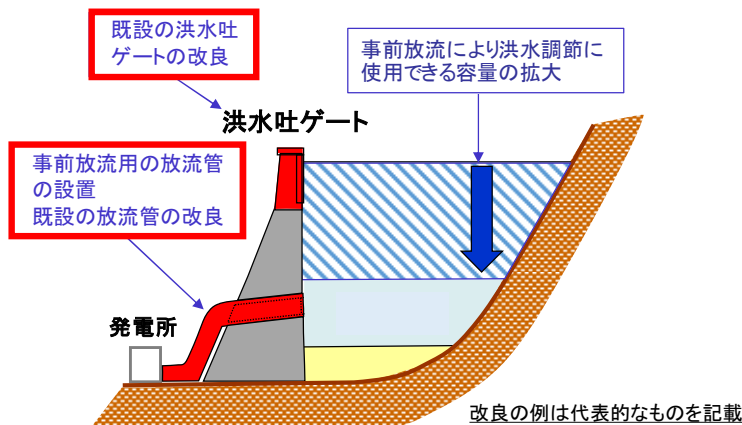
利水ダムの放流施設の整備等に対する補助制度の概要

参考

国土交通省では、利水ダムが事前放流を行うにあたり、放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）が必要となる場合において、その費用の一部を補助します。



既存施設の改良等に要する費用の一部を補助



改良の例は代表的なものを記載

【対象事業】

一級河川又は二級河川の利水ダムであって、利水ダム設置者が放流施設の整備等を行うことで、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。

※ただし、一定の治水効果の見込みや、事業完了後のダムの操作が適切に実施される見込みであること等について、評価・審査を行います。

【補助対象事業者】

利水ダム設置者※（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。

※利水ダム設置者とは、河川法第二十六条第一項の許可を受けてダムを築造した者で、河川法第三十三条の規定によりその地位を継承した者も含む。

【補助対象経費】

放流施設等の整備のための本工事費並びに測量設計費、用地費及補償費のうち、国土交通省が認める費用とします。

【補助率】

補助対象経費の1/2以内とします。

ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

【事業採択手続き】

事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し事業主体に対し書面により通知します。複数年にわたる事業は、各年度の計画を作成することで応募可能です。

※予算の範囲内での事業採択となります